

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	水戸法務総合庁舎（18）設計その2業務
業 務 概 要	基本設計及び実施設計において実施した当該施設の設計意図を工事請負者に正確に伝える業務
契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 石原 康弘 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
契 約 年 月 日	平成30年 9 月 25日
契 約 業 者 名	株式会社 安井建築設計事務所
契 約 業 者 の 住 所	大阪府大阪市中央区島町2-4-7
契 約 金 額	21,060,000円（税込み）
予 定 価 格	21,578,400円（税込み）
随意契約による こととした理由	<p>水戸法務総合庁舎は、平成24年度に公募型プロポーザル方式により水戸法務総合庁舎（12）設計業務の設計者として特定された株式会社安井建築設計事務所が基本設計及び実施設計業務を実施した。</p> <p>本業務は、国土交通省告示15号（平成21年1月7日制定）における工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務である。</p> <p>本業務は、設計業務を行った設計者以外に知り得ない情報である設計意図のうち、設計図書のみでは表現しつくせないものについて、水戸法務総合庁舎に係る工事施工段階において工事受注者等に正確に伝えるためのもので、設計業務における成果図書等に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務（以下「設計意図伝達業務」）である。具体には、施工に着手するにあたっての工事受注者との打ち合わせや質疑応答、設計図書を補完する説明図及びデザイン詳細図等の作成、設計意図の反映が必要な施工図等の確認、設計意図に基づく仕上材料の色彩計画書の作成などを行うものである。</p> <p>これらは、水戸法務総合庁舎に係る設計上の経験・知識を有し、かつ、設計内容や現場の状況に精通した者が行う必要があり、業務の性質上、設計者以外の者に実施させることができない業務であることから、対象工事の基本設計及び実施設計業務を実施した当該設計者と随意契約を締結するものである。</p>
業 務 場 所	茨城県水戸市北見町1-1
業 種 区 分	建築関係建設コンサルタント業務
履 行 期 間（自）	平成30年 9 月 26日
履 行 期 間（至）	平成32年8月31日
備 考	<p>適用法令 会計法第29条の3第4項 特例政令第13条第1項1号 入札情報サービス（PPI） (<a href="http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx">http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx</a>)にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。</p>